

警務甲達第38号
生企甲達第23号
刑企甲達第24号
交企甲達第27号
警公甲達第19号
令和5年7月24日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

警戒の空白を生じさせないための組織運営について

県警察では、少子高齢化等の日本社会の変化に適応するための警察運営について、変容する日本社会に対応するための警察運営に向けた取組について（令和4年警務甲達第28号。以下「旧通達」という。）に基づき取り組んできたところ、県警察は、サイバー空間や先端技術の利用の拡大、人口構造の変化、目まぐるしく変化する我が国を取り巻く国際情勢等に加え、高速交通網の発展に伴う県内情勢の変化等が治安情勢に与える影響を的確に捉え、対処していく必要がある。対策が対症療法的なものにとどまったり、安易な前例踏襲や所属・部門間の縦割り等が対策の遅れや警戒すべき事象の見落としにつながったりすることにより、警戒の空白が生じるということは、あってはならない。

また、少子高齢化や地方の過疎化と都市部への人口集中、人々の働き方の変化は、現有するマンパワーの中長期的な維持・向上に質的・量的な課題を生じさせ、従前の運用や体制の維持が困難となることが懸念され、有限であるリソースの一層の効果的な活用への取組を不可欠なものとしている。

こうした情勢の中で、県警察が治安上の課題に的確に対処し続け、警戒の空白が生じることを防ぎ、直面する諸課題に的確に対応するためには、情勢の変化と組織の現状を俯瞰的に分析し、警察組織全体の最適化を図るためのリソースの再配分を含めた総合的な対策を、これまで以上に強力に推進する必要がある。

全ての部門、所属において、警戒の空白を生じさせない組織運営に努め、従前の取組の効果や課題を把握し、更なる改善を図るなどの不断の見直しに努めることとされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針

全ての部門、所属において、日々生起する治安事象への対応に当たって警戒の空白が生じていないか、組織運営の合理性・効率性の向上や業務の高度化に取り組むべき点はないか等の観点から、幅広く業務の点検を行った上で、以下の事項に取り組むこと。

(1) 部門を超えたリソースの重点化等

治安事象への対応に警戒の空白が生じており、早急に手立てを講ずるべきと判断さ

れる分野等については、その本質的課題を見極めた上で、警察組織全体から捻出したリソースを重点的に投入するほか、従来の枠組みにとらわれない連携を構築するなど、真に効果的な対応方策を検討し、対策を抜本的に強化すること。

(2) 能率的でメリハリのある組織運営

情勢の変化に応じ、前例踏襲を排した体制や業務の見直しを適切に行うほか、先端技術・情報通信技術の活用等により、業務の合理化・効率化を徹底的に行い、能率的でメリハリのある組織運営を推進すること。

また、これにより生じたリソースについては、早急に手立てを講ずるべき警戒の空白への対応その他の重点事項に対する機動的対応のために、有効に活用すること。

(3) 先端技術の活用等による警察活動の更なる高度化

警察活動の更なる高度化を図るため、AIやドローンをはじめとする先端技術の活用を一層推進するほか、情報システムの共通化及び集約化等を図るとともに、従来の枠組みにとらわれない都道府県警察間の連携強化、関係機関・団体との連携強化等を推進すること。

(4) 働きやすい職場環境の形成等

職員個々の置かれている環境や働き方等が多様化する中、超過勤務の縮減や休暇取得の促進、仕事と子育て・介護の両立等に向けた取組をより一層推進し、職員一人一人が士気高く、その力を十全に発揮できる職場環境の形成等を図ること。

2 当面取り組むべき組織運営上の重点

(1) 人的リソースの重点化等により体制を抜本的に強化して推進すべき事項

治安情勢の構造的変化に対応するため、警察組織全体から捻出した人的リソースを重点的に投入すること等により、以下の取組を推進するものとする。

ア サイバー空間における対処能力の強化

サイバー部門において、高度な専門的知識及び技術を要するサイバー事案（重大サイバー事案を含む。）に対処するための体制を拡充するとともに、サイバー部門以外の事件主管課の捜査力のみでは対処が困難な捜査事項について、捜査部門と捜査支援部門が一体となって高度な専門的知識及び技術に基づいた支援を行うことができる体制を確保する。

また、各部門の事件主管課の若手捜査員を一定期間サイバー部門で受け入れ、必要な専門的知識及び技術を修得するための実践的教養を行うなど、各部門におけるサイバー捜査能力の向上が図られるような取組を推進する。

イ 繁華街・歓楽街対策の強化を含む、匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化

近年、暴力団とは異なり、SNSを通じるなどした緩やかな結びつきで離合集散を繰り返す犯罪グループが特殊詐欺等を広域的に敢行するなどの状況がみられる。また、犯罪グループが、匿名性の高い通信手段等を活用しながら役割を細分化したり、犯罪によって得た収益を基に各種の事業活動に進出したりするなど、その活動実態を匿名化・秘匿化する実態もみられる。

準暴力団を含むこのようなグループ（以下「匿名・流動型犯罪グループ」という。）に対する戦略的な取締りを強化するための実態解明体制、事件検挙体制を構築する。

また、疑わしい取引に関する情報等を活用して匿名・流動型犯罪グループの資金獲得活動及びマネー・ローンダリングの実態を解明しつつ、犯罪収益の剥奪に向けた事件指導をより一層推進するため、既存の犯罪収益解明班を拡充するほか、繁華街・歓楽街における暴力団、匿名・流動型犯罪グループによる資金獲得活動の実態の総合的分析、取締り等を行うため、組織犯罪対策部門、生活安全部門等の連携を強化する。

ウ 特殊詐欺に係る広域的な捜査連携の強化

広域的に行われる特殊詐欺に的確に対応するため、組織犯罪対策部門内に捜査嘱託を受理する体制を構築する。

エ 経済安全保障の確保その他の対日有害活動対策の強化

経済安全保障の確保等、対日有害活動への対策を強化するため、警備部門における情報収集体制強化に向けたこれまでの取組を加速するとともに、国際情勢の変化に伴う業務量の増加の状況を踏まえつつ、必要な外国語能力を有する職員を含め、体制の拡充を行う。

オ 要人に対する警護等の強化

警護専従員のみならず、指定警護要員等についても、職務、経験及び技能に応じた実践的教養を確実に受けさせるとともに、警護等に関する体制の状況を点検し、必要に応じて拡充すること等により、警護対象者に対する警護等に万全を期する。また、警護対象者と聴衆の安全を確保するため、主催者との連携を強化する。

カ ローン・オフエンダーその他不特定多数の者に危害を加えるおそれのある者に対する対策の強化

いわゆるローン・オフエンダーその他不特定多数の者に危害を加えるおそれのある者に対する対策として、警察庁における情報収集・集約、危険度評価、危険度に応じた対策等に係る関係部門間の効果的な連携方策の検討結果を踏まえ、所要の体制を構築する。

キ 自転車その他の小型モビリティ対策の強化

良好な自転車交通秩序を実現させるため、交通情勢に応じて、警察署における交通部門と地域部門の連携を抜本的に強化するなど自転車や特定小型原動機付自転車等の指導取締りに従事する体制を実質的に強化した上で、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、PDCAサイクルに基づく、関係所属が連携した指導取締りを行う。

(2) 組織内の人的リソースを一層有効に活用するために業務の効率化・合理化のための見直しを行うべき事項

社会情勢の変化やそれに伴う治安情勢の変化を踏まえ、創意工夫を凝らした業務改革により、前例踏襲等を排した業務の効率化・合理化を徹底し、組織内の貴重な人的リソースを一層有効に活用するため、以下の取組を推進するものとする。

なお、その他の取組についても、情勢を踏まえ、業務の効率化・合理化のための取組を不断に推進するものとする。

ア 情勢に応じた警察の活動拠点や所属の在り方等の見直しを検討するべき事項

(ア) 警察署の業務見直し

社会情勢の変化やそれに伴う治安情勢の変化等を踏まえて警察署の業務の在り方を点検し、必要な見直しを行う。

具体的には、警察署の規模、管轄区域の広狭その他の警察署ごとの特徴、警察署当番制度の適切な実施に必要な措置を踏まえ、中長期的視点に立った将来構想に基づき、警察署内の部門間又は複数の警察署間の人員の統合運用、事案の発生状況に応じた機動的な支援態勢の構築等の取組を推進する。

(イ) 交番、駐在所等の在り方の見直し

警察庁における交番、駐在所等の勤務制等に係る検討結果を踏まえ、より地域の実情に即した柔軟な地域警察の運営を図ることが可能となるよう、交番、駐在所等の勤務制、配置人員等の基準、地域の実情やその変化等を踏まえた地域警察活動の拠点の在り方について、必要な見直しを行う。

(ロ) 本部執行隊等の在り方の見直し

本部執行隊等について、他の所属との役割分担の状況や事務負担の状況等を点検し、体制の整理・統合や、初動捜査等にとどまらない任務を付与するなどの役割の見直しを検討する。

イ 限られた人的リソースの有効活用の観点から業務の実施方法等の見直しを検討すべき事項

(ア) メリハリのある地域警察活動の推進

警察庁の検討結果を踏まえ、地域警察の機能を最大限に発揮させつつ、業務負担を軽減するため、巡回連絡や街頭警察活動の在り方等の点検を行い、悪質・危険な自転車の取締りや、犯罪多発時間帯・場所におけるパトロール活動及び積極的な職務質問等、住民のニーズに沿った街頭警察活動を強化するほか、管轄区域が広大な小規模警察署を中心に、専務係との効率的な役割分担の観点から地域警察官の役割を整理するなど、メリハリのある地域警察活動を推進する。

(イ) 交通指導取締りや交通規制の在り方の見直し

警察庁の検討結果を踏まえ、交通指導取締りが更に効果的に実施されるよう、交通指導取締り管理の実効性を確保するため、交通指導取締りの重点を点検し、必要な見直しを行い、選定した重点箇所地域警察部門から適切に要員が配分されるよう、部門間の情報共有と連携強化を推進する。

また、交通規制について、交通実態により適合したものとなるよう、検討を進める。

(ロ) 交通事故事件捜査の在り方の見直し

警察庁の検討結果を踏まえ、重大な交通事故事件捜査の的確化・集中化、交通物件事故処理の合理化について検討するとともに、交通事故事件捜査の処理体制等、業務の実施方法を点検し、必要な見直しを行う。

(エ) 引き当たり捜査への情報通信技術の活用

警察庁の検討結果を踏まえ、「リモート引き当たり捜査」（被疑者と共に犯行現場の現地確認を行うことに代えて、情報通信技術を用いて被疑者と共に犯行現場を遠隔から確認することをいう。）の実施方法を点検するとともに、地方検察庁と業務の実施方法の見直しに向けた協議を行うなど、適正かつ効率的な捜査に

資する取組を推進する。

(4) 業務上過失事件等の捜査の加速化

警察庁の検討結果を踏まえ、業務上過失事件や告訴告発事件の捜査に関する合理的な処理方策を検討するとともに、業務の実施方法を点検し、必要な見直しを行う。

(カ) 保管場所標章関係業務の見直し

警察庁の検討結果を踏まえ、国民の利便性向上及び経済的負担の軽減並びに警察職員の業務負担の軽減を図るため、保管場所標章の廃止を検討する。

(キ) 許可等関係事務の業務集約

許可等関係事務について、各地域における許可等の申請件数等の実情を踏まえつつ、警察本部への審査機能の集約や、事業者等に対する各種監督権限の行使に関する機能の集約（一部の警察署に限って集約することを含む。）が可能か否かを検討する。また、申請の受付に関する事務についても、オンライン申請の利用状況等を踏まえつつ、警察本部に集約すること（警察署の窓口機能を残しつつ、その規模を縮小することを含む。）が可能か否かを検討する。

(ク) 庶務・会計業務の集約

警察庁から示される警務・会計業務の集約を行う場合の留意点等を踏まえつつ、業務の実施方法を点検し、必要な見直しを行う。

(3) その他

ア 広域的に行われる犯罪等に効率的に対処するための所属を超えた連携の強化

サイバー空間における警察のサイバーパトロール、広域的に行われる特殊詐欺に対して、他都道府県警察との連携が合理的かつ効果的に図れるよう、警察庁の示す指針に応じた必要な措置を講ずる。

また、性犯罪関連事案の捜査や、経済的不正事案の捜査、重要犯罪に係る少年事件の捜査等、関連事務が複数の所属にまたがるものについて、より効率的な連携方策を模索するとともに、引き続き、人身安全関連事案における部門の縦割りを排した迅速な事件処理を推進する。

イ 先端技術の活用等による警察活動の更なる高度化

警察活動の更なる高度化を図るため、AIやドローンをはじめとする先端技術の活用を一層推進するほか、情報システムの共通化及び集約化等を図る。

(4) 働きやすい職場環境の形成等

ア 働き方が多様化する中で、より効率的な業務運営をするための見直しを推進するほか、仕事と子育て・介護等の両立を支援するための勤務制度及び資機材を整備するなど、組織内の職員の意見を幅広く把握しつつ、高い規律と士気の保持に資する、働きやすい職場環境の形成を図るための各種取組を的確に推進する。

イ 第一線において即時に事案に対処しなければならない職員の職務執行を支援するため、職員からの相談・照会に直ちに応じるための窓口を整備したり、各種マニュアルの整備・改定をしたりするなど、職員のニーズを十分に踏まえつつ、第一線における職務執行を支えるための取組を推進する。

3 推進体制等

(1) 推進体制

警戒の空白を生じさせないための警察力の最適化に係る取組については、福井県警察運営推進委員会の付議事項として、組織内の職員の意見を幅広く把握しつつ、縦割りを排し、俯瞰的立場から全庁的な検討を行う。

なお、旧通達に基づき実施してきた警察運営イノベーションに係る決定、検討事項については、本検討の枠組みに引き継ぐものとする。

(2) 見直し計画の策定

(1)の検討を踏まえ、令和5年中に警戒の空白を生じさせないための警察力の最適化に資する見直し計画を策定するものとする